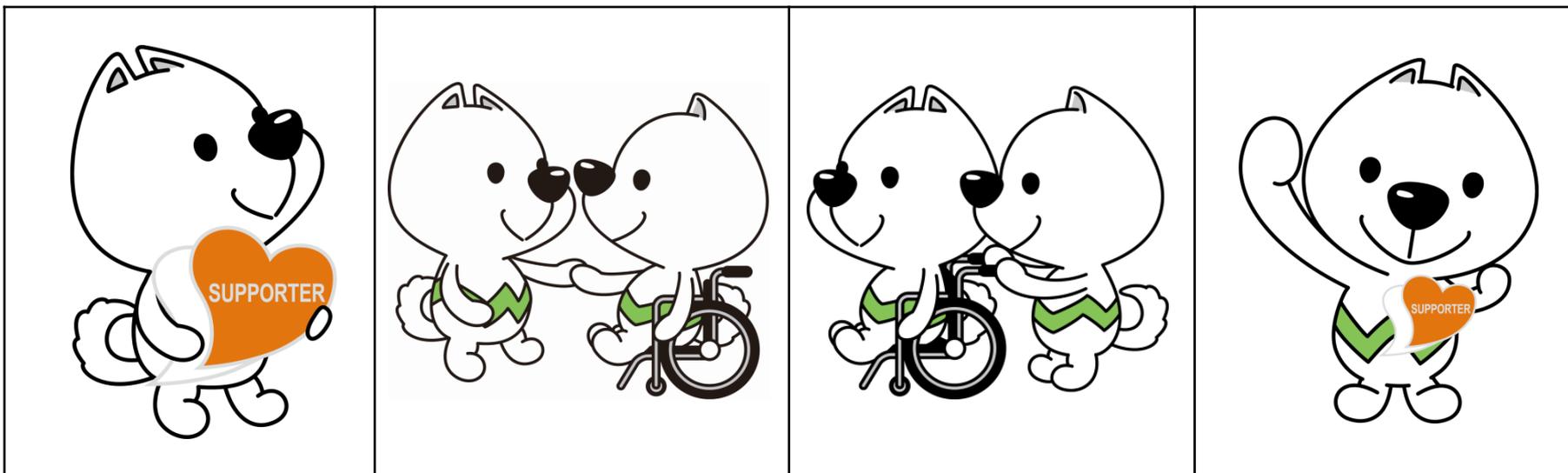


# 障害を理由とする差別の解消の推進について



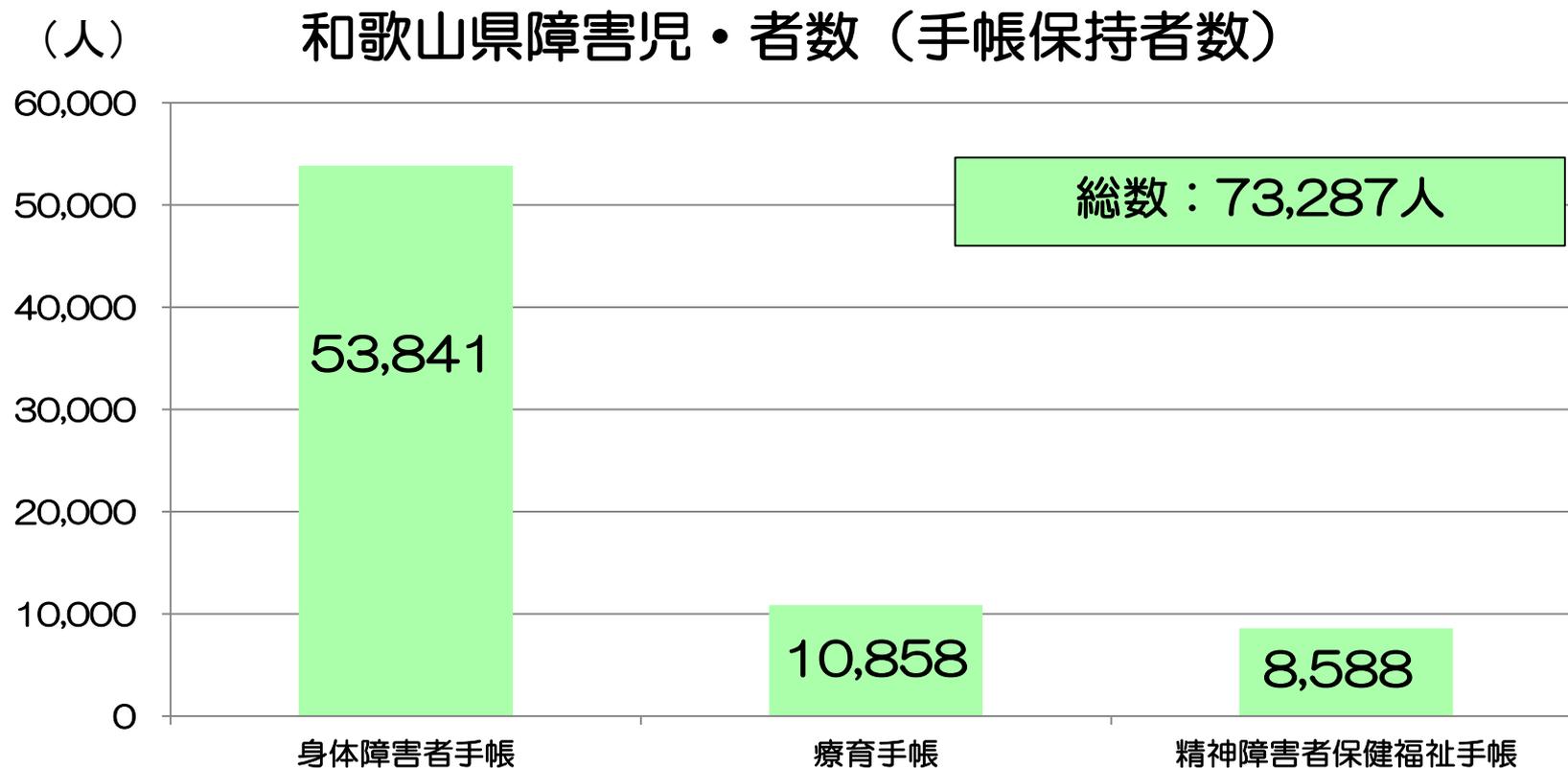
和歌山県 福祉保健部  
福祉保健政策局 障害福祉課



# 和歌山県の現状

- ◆ 和歌山県の障害者手帳所持者数：約7万3千人
- ◆ 和歌山県人口：約91万8千人

県民約13人中の1人に、何らかの障害がある



\* 和歌山県の人口は、令和3年4月1日現在の数字です。

\* それぞれの手帳の保持者数は、令和3年3月末現在の数字です。

## 障害者差別解消法の一部改正について

障害者差別解消法では、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「障害者に対する合理的配慮の提供」が求められています。

これまで、民間事業者による「合理的配慮の提供」については、努力義務とされていましたが、法改正により、義務化されることとなります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者(※) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

※公布日（令和3年6月4日）から3年を以内に施行されることとなりますので、事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけること。

### <具体例>

- 障害を理由に窓口での対応や入店を断る。
- 聴覚障害のある人に手話通訳や筆談を利用せず、口頭のみで説明する。
- 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。
- 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を連れている障害のある人の入店を断る。



## 合理的配慮

障害のある人から、社会の中にあるバリアを除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

### <具体例>

- 筆談、手話など障害に応じた方法でコミュニケーションを行う。
- 段差がある場合、車いすのキャスター上げ等の補助をしたり、段差に携帯スロープを渡す。
- 書類手続きの際、必要に応じて読み上げや記名等の代筆をする。
- 長時間立って待つことに負担がある人が列に立って順番を待っている場合に、周囲の理解を得て、障害のある人の順番が来るまで席を用意する。



## 障害者等用駐車区画利用証制度

県では、障害者等用駐車区画利用証制度を実施しており、障害のある人などの移動に配慮が必要な方々に、障害者等用駐車区画を利用する際に掲示する利用証を交付しています。

障害のある人、難病患者や要介護高齢者等が安心して外出ができるよう、障害者等用駐車区画の適正利用に御協力をお願いします。

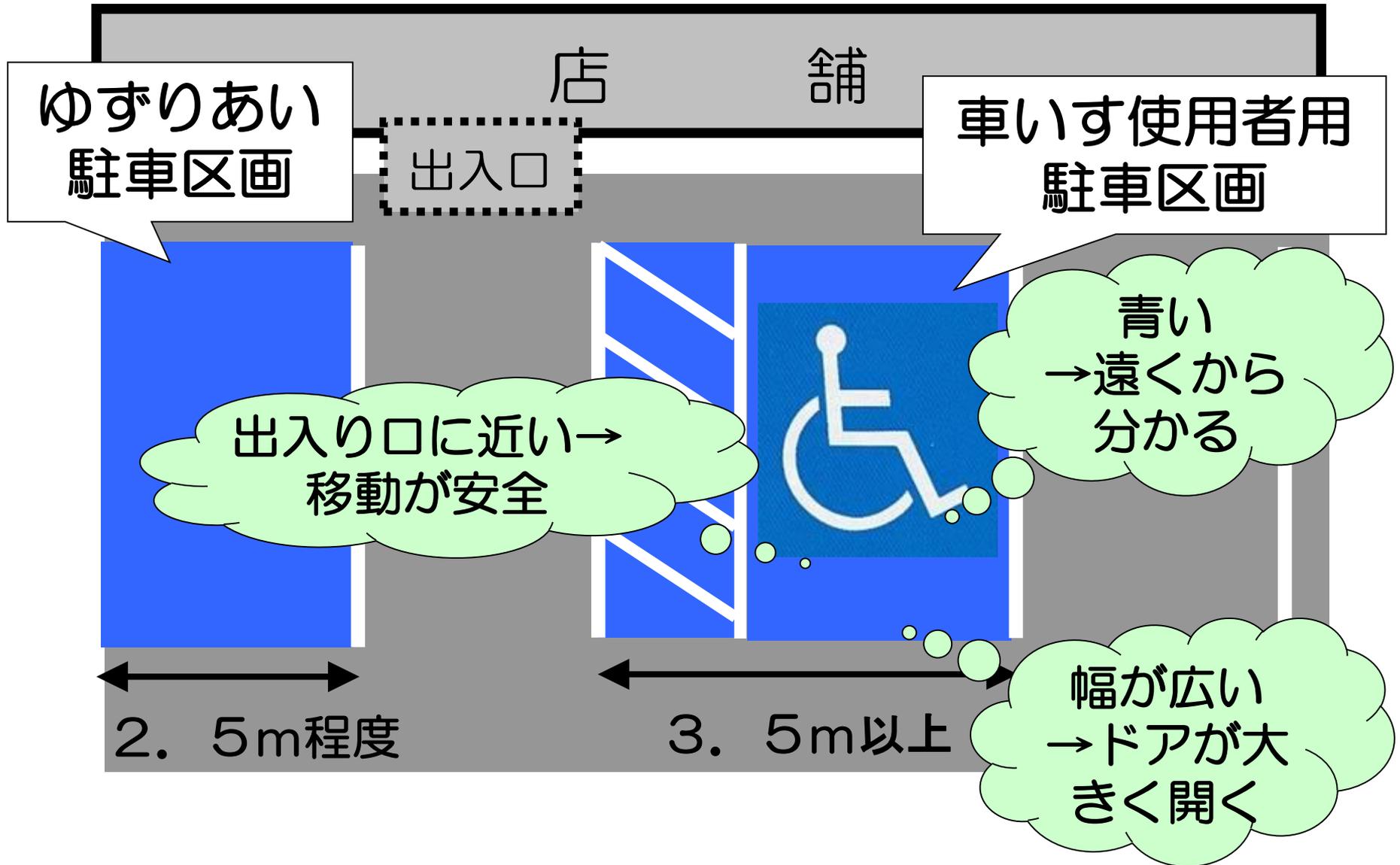


長期用(5年)



短期用(1年)

# 障害者等用駐車区画

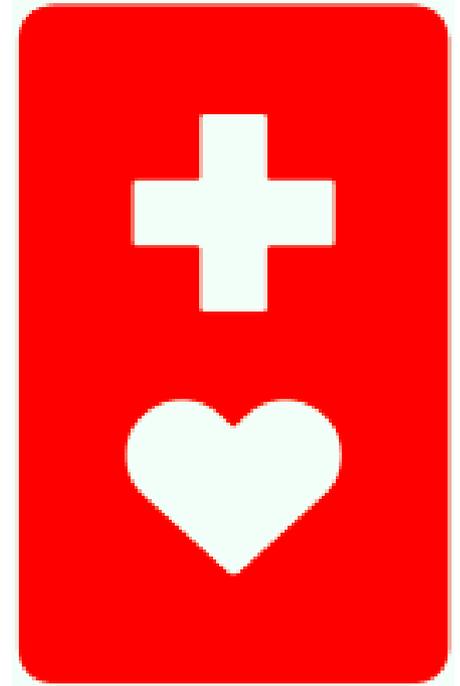


## ヘルプマーク

外見からは**障害や難病のあることが分からない方が、周囲に援助や配慮を必要としていることを伝えることができるマーク**（東京都が発案）

＜対象＞

内部障害のある人、難病患者  
知的障害のある人、発達障害のある人  
精神障害のある人、義足を使用している人  
など



ヘルプマークを見かけたら・・・

- ・ 電車・バスの中で、席をお譲りください。
- ・ 駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。
- ・ 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

みなさんのご理解と御協力をお願いいたします



**貴重なお時間をいただきありがとうございました。**

**和歌山県では、企業・団体向けに、障害者差別解消法に関する研修や、手話に関する研修を実施していますので、ご利用を希望される場合は、気軽にお問合せください。**



**《問合せ先》 和歌山県障害福祉課計画調整班**  
**TEL : 073-441-2532**  
**FAX : 073-432-5567**